

2022年4月27日

日本医学会分科会 事務局御中

日本医学会

臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集について（その1）等の  
改訂について(周知依頼)

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和4年3月31日付にて、厚生労働省医政局研究開発振興課より、別添の通り、「臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集について（その1）等の改訂について」の周知依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

なお、詳細は、厚生労働省医政局研究開発振興課【電話:03-5253-1111(内線:2587, 4157)】にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会事務局 森田

Tel 03-3946-2121 (内 3241)